


# 【論点】重度対応型グループホームの新設

## 現状・課題

- グループホーム利用者の重度化・高齢化は年々進んでおり、障害者総合支援法の見直しに関する報告書(平成27年12月14日)では、「障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。」とされている。
- また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングにおいても、グループホーム利用者の重度化・高齢化に対応するための報酬改定を望む多数の意見・要望があった。

## 論 点

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる支援体制を備えたグループホームの報酬・基準等についてどう考えるか。  

- 住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20人(10人+10人)まで認めた共同生活援助サービス費の新たな類型として、「重度対応型共同生活援助サービス費」を設けてはどうか。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置としてはどうか。
- 世話人の配置を現行(6:1~4:1)よりも手厚く(例えば3:1)としてはどうか。また、常勤の看護職員を配置する体制等を評価してはどうか。

# 重度対応型共同生活援助の設置イメージ(案)

## 重度対応型共同生活援助



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。